

一般社団法人日本小児栄養消化器肝臓学会 定款施行細則

(会費)

第1条 定款第8条の会費は、以下の通りとする。

- | | | |
|----------|---------------|---------|
| (1) 正会員 | 医師 | 10,000円 |
| | 医師以外 | 5,000円 |
| | (歯科医師・獣医師を含む) | |
| (2) 代議員 | | 15,000円 |
| (3) 賛助会員 | 一口 | 50,000円 |
| (4) 名誉会員 | 免除 | |

(代議員の選出)

第2条 定款第12条の代議員の選出及び選挙方法は、以下の通りとする。

1 代議員選考は立候補制とし、正会員の中から60名以上の代議員を選出する。被選挙人は、選挙管理委員会の資格審査を経て定められる。代議員は全国6ブロック(北海道/東北・関東・中部・近畿・中国/四国・九州/沖縄)毎に定員を定める。

北海道/東北地区 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県：7名

関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県：21名

中部地区 長野県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県：8名

近畿地区 滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県：12名

中国/四国地区 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県6名

九州/沖縄地区 福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県：6名

2 代議員被選考資格として、以下の通りに定める。

- (1) 被選挙人は、代議員立候補の時点で70歳以下とする。
- (2) 被選挙時、5年以上の学会正会員歴を有すること。
- (3) 過去5年間の学会活動が以下のいずれかを満たすこと
 - ① 座長、演者あるいは共同演者として3回以上。
 - ② 日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌及び準ずる学会雑誌などへの論文掲載歴3回以上(共同著者も含む)。
 - ③ 日本小児栄養消化器肝臓学会認定医を取得。
- (4) 代議員として社員総会に2回連続欠席した者は、特別の事情がない限り、被選

挙権を失う。

- 3 所属同一施設からの被選挙人は、3名までとする。
- 4 当選最下位の投票数が同数の場合は、当選最下位は全員当選とする。
- 5 立候補者数が60名に満たない場合は全員当選とし、欠員は理事長がブロックに関係なく候補を指名する。
- 6 総立候補者数が60名を超えており立候補者数がブロック規定数に満たない地域がある場合、規定数を超えた地域の選挙を行い、欠員分は理事長がブロックに関係なく候補を指名する。
- 7 代議員の選出を行うにあたり、下記のように選挙管理委員会を置く。
 - (1) 選挙前年度の理事会で、正会員の中から選挙管理委員長を選出する。
 - (2) 選挙管理委員長は、正会員の中から4名の選挙管理委員を指名し、選挙前年度の代議員会の承認を経て選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長所属施設内に設置する。
 - (3) 選挙管理委員長には、被選挙権を認める。
 - (4) 選挙管理委員会は選挙事務を総轄し、学会事務局はこれを補佐する。
 - (5) 立候補者は、所定の資格審査用書類に必要事項を記入の上、学会事務局へ提出する。選挙管理委員会は被選挙資格を審査する。
 - (6) 選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長名で選挙の告示を行い、被選挙権有資格者一覧を正会員に公表する。
 - (7) 選挙管理委員会委員長は、選挙結果を社員総会へ報告する。
 - (8) 選挙は、10名制限無記名とする。ただし、各ブロックから1名以上に投票する。
 - (9) 上項8)の規定を満たさない場合は無効とする。

(理事の選出)

第3条 定款第24条の理事選出については、以下の通りとする。

1 理事選考は代議員からの立候補制とし、代議員により選出され、各ブロックの定数以内を選出する。選挙により選出された理事及び理事会推薦の理事は、定款第19条の規定により、社員総会の決議を経て選任されるものとする。各ブロックの理事の定数は以下のとおりに定める。理事の定数は14名以上17名以内とする。

北海道/東北地区 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県：2名

関東地区 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県：4名

中部地区 長野県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県：2名

近畿地区 滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県：3名

中国/四国地区 岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県1名

九州/沖縄地区 福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県：2名

2 理事被選考資格として、以下の通りに定める。

(1) 被選挙人は、理事立候補の時点で65歳以下とする。

(2) 被選挙時、5年以上の学会正会員歴を有すること。

(3) 過去5年間の学会活動が以下のいずれかを満たすこと

① 座長、演者あるいは共同演者として3回以上。

② 日本小児栄養消化器肝臓学会雑誌及び準ずる学会雑誌などへの論文掲載歴3回以上（共同著者も含む）。

(4) 理事として理事会に2回連続欠席した者は、特別の事情がない限り、被選挙権を失う。

3 所属1施設からの被選挙人は、原則1名とし、専門性や領域を考慮し2名までとする。

4 当選最下位の投票数が同数の場合は、選挙施行時の理事長に一任する。

5 選挙管理委員会として、以下の通りに定める。

(1) 選挙前年度の理事会で、代議員の中から選挙管理委員長を選出する。

(2) 管理委員長は、正会員の中から管理委員を指名し、選挙前年度の社員総会の承認を経て管理委員会を組織する。管理委員会は、管理委員会委員長所属施設内に設置する。

(3) 管理委員長には、被選挙権を認める。

(4) 管理委員会は選挙事務を総轄し、学会事務局はこれを補佐する。

(5) 立候補者は、所定の資格審査用書類に必要事項を記入の上、学会事務局へ提出する。

(6) 管理委員会は被選挙資格を審査する。

(7) 管理委員会委員長は、選挙結果を社員総会へ報告する。

(8) 選挙は、2名制限連記無記名とする。

(9) 上項8)の規定を満たさない場合は無効とする。

(委員会・ワーキンググループ・卒後教育セミナー)

第4条 定款第37条の委員会の設置等については以下の通り定める。

(委員会)

各委員長は理事会が指名し、委員は代議員から選り正会員からの若干名も含め理事会で承認する。

(ワーキンググループ)

業務遂行するにあたって、ワーキンググループを設置することができる。

委員長ないし委員の選任は理事長が指名し理事会の承認とする。

(卒後教育セミナー)

本学会は、小児の栄養、消化管、肝臓に関する専門的な知識と検査手技などの技能、並びに倫理性を有する医師を養成するために、セミナーを開催する。卒後教育セミナーの規則は別途設ける。

(変更)

第5条 本細則を変更するには、理事会で議決のうえ、社員総会の承認を要する。

令和6年10月5日 一部改正

令和7年9月26日 一部改正